

輪島市監査公表第 22 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年10月29日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成25年10月18日（金） 市民課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良作

輪島市監査委員 中山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成25年度監査資料（平成25年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成24年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 窓口業務においては、業務の迅速化に加え、接遇マナー研修にも参加し職員のスキルアップの取り組みが伺われた。今後においても、職員一人ひとりが市民の目線に立った窓口体系で、市民サービスの向上に努められたい。
- 高額医療業務においては、医療費の計算を効率的に処理するため、国民健康保険団体連合会（国保連）に計算を委託している。委託業者のシステム等の不具合で計算の間違いが発生することも予想される。委託業務であっても気を許すことなく、チェック体制強化で業務に取り組まれたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。